

ESDアドバイザー派遣制度実施要綱

（目的）

第1条 「国連持続可能な開発目標」（SDGs）達成に向けて「持続可能な開発のための教育」（以下、「ESD」という。）を推進していくため、北海道内の学校教育及び社会教育におけるESDの導入及び効果的な実践の支援を目的として、「ESDアドバイザー派遣制度」（以下、「アドバイザー制度」という。）を設置する。

（設置者）

第2条 アドバイザー制度は、環境省北海道環境パートナーシップオフィス（環境省北海道地方環境事務所と公益財団法人北海道環境財団が協働で運営）が、北海道地方ESD活動支援センター（以下、「センター」という。）業務の一環として設置し、運営する。

（委嘱）

第3条 センターは、次の中から適切な人材を「ESDアドバイザー」（以下、「アドバイザー」という。）として委嘱する。

- (1) 文部科学省・環境省が設置する「ESD活動支援センター（東京）」に登録された北海道内の「地域ESD活動推進拠点」の構成員
- (2) 学校教育・社会教育におけるESDの導入・実践等の実績を有する人材
- (3) その他、センターが必要と認める人材

（任期）

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から令和8年度末までとする。ただし、センター業務が終了した場合には、その終了日までとする。

（実施方法）

第5条 センターは、北海道内のESDの推進に関し、助言や支援を希望する者（以下、「申請者」という。）からの申請を受け、第6条の要件を満たす場合にアドバイザーを派遣する。

（派遣条件）

第6条 第5条の派遣は、次のすべてに該当する場合に行う。

- (1) 派遣目的が、第1条と合致すること
- (2) 申請者が行政機関または非営利団体であること
- (3) 助言や支援の対象がESDの実践者または関係者であること
- (4) 宗教・政治活動を目的としないこと

(派遣手続)

第7条 申請者は、派遣希望日の1か月前までに、所定の申請書(別紙様式1)をセンターに提出する。センターは申請内容を審査し、アドバイザー派遣の可否を申請者に通知する。

(申請者の責務)

第8条 申請者は、アドバイザーの受け入れにあたり、安全管理、保険等の措置、感染症対策、その他適切な管理体制をとるものとする。

(報告)

第9条 申請者は、派遣の実績について所定の報告書によりセンターに報告する。

(経費)

第10条 センターは、アドバイザーに対して、業務請負団体の規定に基づき謝金及び旅費等の経費を支払う。

(事務)

第11条 この要綱に関する事務は、センターにおいて行う。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する

附則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する